

弁護士日記

最高裁判所を訴える③
(火災保険の巻)

美和 勇夫

①第一審(名地裁)は 名高裁判決に対し私は「保険会社は火災保険金一億四五〇〇万円を支払え。放火だから支払わないというのであれば、どうみてもパチンコ業者の放火くさい」ということを証明せよ」

②第二審(名高裁)は 「払わなくともよい。業者が、みずから放火くさい濡癖の身であることを証明できていないからだ」

③第三審(最高裁)は 「上告は認めない」として、三下り半の紙切れ文書で私の訴えを却下し事件は落着させられた。

〇 〇 〇

これに対し、当方は「そんなバカな話があるか。名高裁も最高裁もこういう場合の火災保険支払の立証責任がまるであわかっていない」

①の立場を支持する論文を専門誌「判例時報(平成十六年十一月十一日号)」に当方支援の寺本弁護士が大々的に発表した。寺本さんはわが敬愛の人。

生涯ヒラ裁判官で過ごしヒラメではなかったかたである。権威ある業界雑誌「判例時報」は全国どの裁判官も弁護士も目を通すものであり、最

高裁判官も当然に注目した論文であった。

〇 〇 〇

そうすると、私の国賠提訴の十四日前(平成十六年十二月十三日)に最高裁は、なんと、類似の火災保険金支払裁判で、大阪の高等裁判所が上記①の立場(見解)で出した判決に今度は保険会社が不服上告をした事件を取り上げ、

②の(名高裁)見解は間違っている。

①の見解が正しい。保険会社は火災保険金を支払わなくてはならないという判決を出した。

最高裁が寺本論文に啓発され、遅まきながら見解を改めたのである。

〇 〇 〇

しかし、それでは当方の怒りは収まらない。最高裁判所の調査不足・怠慢によりわが訴えは受理されず、大阪の火災保険金事件は受理され、保険金支払請求は認められたのである。

わずか半年の間にこのような差別裁判をしたのは、(皆さんも中学で習った憲法十四条の「法の下に平等」に反するものである。加えて、私どもの訴えを一一万円もの手数をばったくりながら却下したのは、憲法三十二条の国民が「裁判を受ける権利」を最高裁が侵害したものである。

これが岐阜地方裁判所(私が住んでいる住所地の管轄裁判所)へ十二月二十七日、提訴した国家賠償裁判の骨子である。

裁判の総本山、最高裁判所を訴えるということでは、まさに「奇想天外」ではあるが先人としての跡は残すべきであろう。(筆者は多治見上野町在住)